

田辺藩の村方下賜・格式仰付

—嘉永元年見樹院 250 回忌及び上金を事例に—

渡部 凌空

1 見樹院 250 回忌の概要

「見樹院様式百五拾回御忌、上金并御会講出来ニ付并村々御会講世話致し候役人江格式被仰付、両度分ツ、御酒御肴被下」(木船衛門家文書 14-898)には、嘉永元年(1848)10月に行われた見樹院(牧野康成)の250回忌法要の内容、回忌法要が無事に済んだことによる下賜、上金に対する下賜及び格式仰付の内容について記されている。作成者は大庄屋木船衛門で、嘉永元年10月16日に作成された横帳形式の文書である。

康成は田辺藩牧野家初代当主親成の祖父にあたる人物で、天文17年(1548)に三河で生まれた。永禄8年(1565)から徳川家康に仕え、天正18年(1590)武蔵国足立郡石戸(現埼玉県北本市)に5000石を与えられた。慶長4年(1599)閏3月8日に没し、それから250年目にあたって回忌法要が行われた。表題にある「御会講」について、「銀頼母子帳」(4-1)には、嘉永元年から安政元年(1854)までの7年賦で、各村に毎年249匁2分6厘が賦課されている。また当時の藩からの御用に関して、他の木船家文書からは、それ以前の弘化年間に、川除普請、参府の日雇、由良村水戸普請等があったことが分かり(1-361、14-949、14-1079)、さらに安久家文書の史料によると、嘉永元年は不作の年であったらしく(『舞鶴市史』通史編上、1140頁「乍恐歎願口上之覚」参照)、「去ル申年(嘉永元年)飢饉之節已来打続年柄悪敷村々未進高年々相嵩候」とあり、上記のような社会背景・状況にあった。

以下では史料の内容を要約する。10月12日、14日に上下を持って登城するように藩から大庄屋へ連絡があった。14日、出頭したところ郡奉行、代官、下役が列席する場で4ツ時から御城で御酒と御吸物を下さるとの沙汰があり、大庄屋達は上下を着用、帯刀して登城した。年頭御礼と同様に「中奥ノ次」に控えており、代官の呼び出しで「中奥ノ座」へ移動した。そこで御吸物、鯛、猪口5品、長皿3品、御酒などが振る舞われ、郡奉行から「今日ハ格別之被下候ニ付後々頂戴致せ」との挨拶があり、その後大庄屋たちは家老、奉行、代官、下役、手代へと御礼廻りを行った。以上が14日の概要である。直接には記されないが、内容からこの日見樹院の250回忌の法要が行われたと推測され、そこへ大庄屋も出席したものと考えられる。

同日、常村・木下村他10か村の庄屋と先庄屋を16日5ツ時に立会所へ召し連れるよう達があった。16日、まず大庄屋8人に「御取立之御講格別之出情一段之義ニ思召」、さらに「見樹院様式百五拾回御忌御法事無御滞り被為済」として、それぞれ酒肴が下賜された。同文書に綴り込まれている「覚」(14-898-3)には祖保谷組村々へ下賜された酒肴の内訳が記載されており、それによるとその合計は酒6斗7升、干肴54枚で、それが上金と見樹院回忌法要の計2回分下賜されたようである。その後上金に対する大庄屋への下賜と同じ文言で、領内庄屋への格式仰付として、泉源寺村・引土村の庄屋に対して綿が、登尾村・長濱村他12か村の庄屋

に対して「年頭御目見」、「御往来之節御目見」、「御参府之節御目見」が、その他の庄屋に対して「宗門上判」が仰せ付けられた。なお上判とは、「代々の医師や名家などが改め場所の縁側に上がり押捺する」ことである。（『舞鶴市史』通史編上、858頁）。木船家文書によると、行永村の医者徳玄が上判願いを行っている（14-1008～1010）。

2 村方への酒肴下賜と格式仰付

次に、村方への下賜と格式仰付について検討する。まず、大庄屋への下賜について、10月14日と16日の回忌法要に関して、そして同日の上金格別の出情による計3回の下賜があった。14日は回忌法要当日であった可能性を指摘したが、16日の下賜の際に庄屋を召し連れるように達があった一方で、この法要に庄屋の参加を示すような記述は見られず、大庄屋のみが参加した可能性が高い。16日の下賜で「村々江」として大庄屋が酒肴を頂戴しているように、村方の代表として、庄屋ではなく大庄屋を位置づけていることが分かり、大庄屋制を採用した田辺藩の特徴が表れている。

また庄屋層に対する格式仰付は御目見の時期や上判といくつかに分かれている。これらには特権としての意味があったと考えられ、「是迄ハ御参府御目通り仰付ニ付、此度御帰城ニも御目見ヘニ被仰付」や「是迄宗門上判ニ付、此度改而御参府御目通り被仰付」という記述から、これらの格式には段階があり、上金を通してさらに上の段階の格式を与えられていた。この史料からは、下から宗門上判、御参府御目見、御往来（帰城）御目見、年頭御目見の4段階であったことが推測され、そこへ各村の庄屋などが位置づけられていたといえる。但し上金当時庄屋役で、現在庄屋を引退した先庄屋も含まれていることから、藩は上金に対して、村全体というよりも直接的に上金を担った村役人個人の力量に依るところが大きいとの認識があり、その褒美として格式を与えると共に現在の庄屋を序列化する意図があったのかもしれない。上述の回忌法要での大庄屋と庄屋の出席の有無や庄屋への格式付与は、大庄屋と庄屋、庄屋間での差別化・序列化が図られているといえ、藩からの下賜や格式付与という、儀礼が持つこうした性格がよく表れている。

このように田辺藩では、藩主家先祖の回忌法要での祝儀下賜と同時に上金の褒美としての祝儀下賜と格式付与が行われた。上金は当然村方にとって大きな負担であり、一方的な徴収は一揆など村方の反発を招きかねないとの考えは藩に存在していたと思われる。そこで上金に対する褒美だけでなく、見樹院回忌という言葉は藩主の祖を持ち出し、村々へ祝儀を下賜することで、領民の反発を防ごうとしていたと考えられる。その中で、先述の儀礼による差別化・序列化は、藩にとっては藩権力浸透の一環として機能し、また村方にとっても何らかの意義があったと思われるが、この点は今後の課題としたい。

参考文献

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』通史編上、舞鶴市、1993